



# 国民春闘共闘

第 41 号

2017 年 8 月 9 日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館

☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

2017年度人事院勧告

## 4年連続ベア勧告も実質賃金低下

### 「給与制度の総合的見直し」の中止を

人事院は8日、内閣と国会に対して、国家公務員の給与に関する法律、任期付き研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律、任期付き職員の採用及び給与の特例に関する法律を改正する勧告と報告を行いました。

給与勧告では、民間給与との比較で、月例給で 0.15% (平均 631 円)、一時金で 0.10 月下回っているとして、4 年連続となる俸給表の水準と一時金の引き上げが勧告されました。初任給を 1,000 円引き上げ、若年層を同程度改善し、高齢層も含めてすべての俸給号俸を引き上げました。

4 年連続となる引上げ勧告は、公務と民間労組が一体となってねばり強くたたかったことの一定の反映といえることができます。しかし給与の改善額は、生活改善に遠く及ばない極めて低額です。

2014 年勧告の「給与制度の総合的見直し」によって平均 2%、高齢層では最大 4%もの賃金削減がされ、経過措置として支給額が据え置かれているもとの、職員の多くが実際の支給額が改善されることなく、賃金はここ数年据え置かれたままとなります。同時に、来年 3 月末で経過措置をなくすことにより、多くの公務労働者が賃下げになり、労働条件の不利益変更である賃下げは断じて認められません。

また、昨年に引き続き、本府省調整手当を引き上げ、「給与制度見直しを円滑に進める」としたことは、地方との格差がますます広がります。

わたしたちが、一貫して強く公務職場における臨時・非常勤職員の待遇改善を求めてきたことを反映し人事院は、非常勤職員に関して給与決定の指針を7月12日に改定しました。しかし、勧告にともなう報告では「勤勉手当の支給に努めることを追加した指針に沿った改善が行われるよう各府省を指導する」、「慶弔に係る休暇等の検討」にとどまっています。改正労働契約法で、来年 4 月から導入される無期転換制度の公務への導入や公募要件の廃止などに応えていない不十分なものです。

公務員人事管理に関する報告では、定年延長の検討を開始したことで「論点の整理を行うなど必要な検討を鋭意進める」と前向きな姿勢を示すとともに、昨年に続いて「フルタイム中心の再任用が実現できるような定員上の取扱い」に言及したことは、私たちの運動を反映したものです。

他方で、長時間労働の是正については、マネジメントの強化や業務削減・合理化などの従前の施策を強調し、それでも改善されない場合に「業務量に応じた要員の確保が必要」との認識を示すにとどまりました。公務労働者の賃金改善や働く権利の保障、長時間労働を抜本的に解消するための定数増などの

視点は欠落しています。

勧告を受け、全労連、公務労組連絡会、国公労連、自治労連、全教、特殊法人労連、日本医労連などが声明・談話を発表。

公務労組連絡会は、みずからの要求と結びつけて、憲法改悪を断固阻止するとともに安倍暴走政治を転換するために全力をあげる。そして、憲法を擁護し、遵守する責務を負う公務労働者として、憲法を守りいかにするために職場と地域から奮闘する決意を示しています。

## STOP暴走政治！ 守ろういのちと平和、そして憲法 賃金底上げと雇用の安定、地場産業振興で地域の活性化

### 2017年人事院勧告にあたっての幹事会声明

2017年8月8日・公務労組連絡会幹事会

1、人事院は本日、政府と国会に対して、賃金の「631円、0.15%」の格差にもとづく改善と一時金について0.1月引き上げを柱とする国家公務員の給与に関する勧告と報告をおこなった。

4年連続となるベア勧告は、全労連・国民春闘共闘をはじめ公務労組連絡会などの賃金改善を求めるねばり強いたたかひの反映である。しかし、その水準は公務労働者の生活を改善するにはほど遠いものである。公務労働者の期待とともに、労働者の賃上げでデフレ脱却を掲げる政府や社会的な要請にも背をむけたものであり、きわめて不満な勧告である。

2、勧告では、本年も「給与制度見直し」によって多数の労働者の実支給額が変わらないことで生じる官民較差の原資を、昨年に続いて本府省業務調整手当額の引き上げにあてるとしている。地域手当による賃金格差の問題とあわせて、本府省を優遇し地方との格差を広げることは断じて認められない。あらためて「給与制度見直し」の中止を強く求める。

また、配分では初任給を1,000円引き上げるとしたが、官民較差は解消するどころか、最低賃金を下回る水準となっており、人材確保の点からも看過できるものではない。あらためて較差外での政策的対応も含め、初任給の抜本的引き上げを強く求めるものである。

非常勤職員の処遇改善にかかわっては、7月の「非常勤職員の給与に関する指針」の改正内容にそった早期の処遇改善にむけて各府省を指導するとした。しかし、公務労組連絡会が強く求めてきた最低時間額の1,000円以上への引き上げや一律公募要件の見直しなどについて何ら言及がなかったことは、代償機関としての責任放棄と言わざるを得ない。

また、定年延長問題については、「公務員人事管理に関する報告」で定年延長の引き上げにかかる人事管理諸制度の見直しについて鋭意検討を進めるとしている。政府が定年延長にむけた検討を始めたことも踏まえ、2011年の定年延長にかかる「意見の申出」の早期実現にむけた人事院としての毅然とした対応を求める。また、定年延長が実現するまでの間、希望者全員のフルタイム再任用の確保にむけた責務を果たすよう求める。

長時間労働の是正については、従来の施策を強調し、それでも改善されない場合に「業務量に応じた要員の確保が必要」との認識を示したが、労働時間の適正な把握の徹底など職場の実態を可視化するよ

う強く求める。

3、今年の地域別最低賃金の目安額は、加重平均で25円の引き上げとなったが、最高額と最低額の格差は218円から222円へとさらにひろがった。賃金格差を拡大する目安額を乗り越えるため、引き続き各県での地域別最低賃金の改善を求めるたたかいに全力をあげるものである。

公務労組連絡会は、すべての労働者の大幅賃上げをめざして春闘期から民間労組との共同をひろげて奮闘してきた。また、全国から1,000人の官民労働者が結集した「7・21中央行動」など、最低賃金の大幅引き上げと一体で公務員賃金改善のたたかいを展開してきた。全国でとりくんだ「公務員賃金改善署名」は14万筆を超えた。初任給層の1,000円引き上げとともに、再任用や高齢層職員を含むすべての俸給号俸の改善はたたかいの反映である。

こうした要求と運動の到達点に確信を持ち、改善部分の早期実施とともに「給与制度見直し」を中止させるたたかいを引き続き強化する。また、地方人事委員会での改善勧告をめざすとともに、確定闘争、独立行政法人での賃金改善を勝ちとるため、公務大産別の団結と民間との共同をさらに強めてたたかいを継続・強化していく。

4、内閣を再改造した安倍政権は、国民の声に背をむける暴走政治をさらに加速させようとしている。大企業を優遇する一方で国民に負担と犠牲を押しつける政治、憲法改悪や「戦争法」の具体化、共謀罪法などに反対する野党と市民、労働組合の共同した運動がひろがっている。

公務労組連絡会は、みずからの要求と結びつけて、憲法改悪を断固阻止するとともに安倍暴走政治を転換するために全力をあげる。そして、憲法を擁護し、遵守する責務を負う公務労働者として、憲法を守りいかすために職場と地域から奮闘する決意である。

以 上